

第3次黒部市地域福祉活動計画

Kurobe Social Welfare Action Plan 2019年度—2023年度

お互いさまの社会の実現に向けて



活動人口を
増やそう



話すことから
はじめよう



すべての
人々に福祉を



U-40代の
力を活かそう



パートナー
シップで目標を
達成しよう



黒部市地域福祉活動計画策定委員会

【事務局】社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会

はじめに

「誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまち」をつくっていいくためには、自助、互助、共助、公助が横断的につながり、包括的に支え合う体制が必要です。黒部市内には16地区があり、その中には128町内という単位、そして約15,400世帯という家族の単位があります。それぞれには、それぞれの課題がありますが、文化、伝統、生活環境などその特性があり、課題解決のための手段も違ってきます。

そのような中で、「自分たちのまちを自分たちで良くしていく」という住民主体の活動が今後より一層求められます。緩やかな近所の顔見知りの関係性を保つつづ、災害時のような緊急で突発的な時に支え合い助け合う体制をつくっていく必要があります。

そのためには、大変さや煩わしさを感じことがあるかもしれません。しかしながらそのような時にも、共に黒部や同じ地域に住む人々が「お互いさまですよ」と言い合える関係性をつくっていくことが理想だと考えました。「お互いさま」と言うのではなく、「ありがとう」と伝えたときに「お互いさまですよ」と言葉が返ってくる社会になった時、本当の意味での地域共生社会が実現するのだと思っています。

そんな社会を実現するために、民間の福祉に関わる多くの団体や人々にご協力いただきながら今回の第3次黒部市地域福祉活動計画を作成することが出来ました。個別の事業をどのように推進していくかではなく、みんなが共に目指す目標を定め、その目標に向かってそれが取り組んでいくという新たな形でこの計画のつくりこみを行いました。

私たちが目指す「お互いさまの社会の実現」この言葉に大きな想いをこめて、ここからの黒部の地域福祉を共に進めていきましょう。

2019年3月

第3次黒部市地域福祉活動計画策定委員会
委員長 松原 宗一

目 次

第1章 第3次黒部市地域福祉活動計画の意義	1
1 地域福祉活動計画の意味と位置づけ	1
2 地域福祉を取り巻く社会動向	2
3 第3次黒部市地域福祉計画（行政計画）との関連性	2
4 計画の期間	3
第2章 第3次黒部市地域福祉活動計画の策定経過	3
1 計画策定の体制	3
2 計画策定までの経過	3
第3章 黒部市の地域福祉の現状と課題	5
1 地域を取り巻く現状と課題	5
2 地域（地区）における現状と課題	10
3 福祉サービスを取り巻く現状と課題	10
4 第2次黒部市地域福祉活動計画の分析と評価	10
5 新しい地域福祉活動計画のあり方	11
6 アンケート・ヒアリング調査から見えてきた現状と課題	14
第4章 第3次黒部市地域福祉活動計画における事業展開	15
1 基本理念	15
2 活動方針	15
3 重点目標	21
4 地域福祉活動計画の体系図	25
5 第3次地域福祉活動計画の進行管理	26
第5章 第3次黒部市地域福祉活動計画を推進する基盤強化	28
1 黒部市社会福祉協議会の組織基盤強化	28
2 共同募金会活動の強化	28
資料編	29
1 第3次黒部市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	29
2 第3次黒部市地域福祉活動計画策定委員名簿	30
3 用語解説	31

第1章 第3次黒部市地域福祉活動計画の意義

1 地域福祉活動計画の意味と位置づけ

公的な機関や制度だけでは解決できない課題に対し、地域や住民と行政などの公的機関等が協働して、自助、互助、共助、公助が一体となる包括的な体制と共に、「助け合い」や「支え合い」を「お互いさま」としての気持ちを育みながら、地域福祉の推進を図る必要があります。

第3次地域福祉活動計画は、「誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくり」を目指し、民間の福祉活動団体や活動者が、これから5年間、何を目標（ゴール）にどんなこと（ターゲット）に力を入れて取り組んでいくかを示すものです。

そして、この計画は次の3つを実現することが大きな柱となります。

（1）ゴールイメージの明確化

複雑多様化する地域福祉課題の解決に向けてそれが活動し、取り組んでいくためには、みんなで「ゴール」を共有し、進むべき方向性を決めること。

（2）住民主体

共助や公助だけに頼らず、「自分たちのまち（地域）を自分たちで良くしていく」自助、互助の力を最大限に生かした地域づくりを目指すこと。

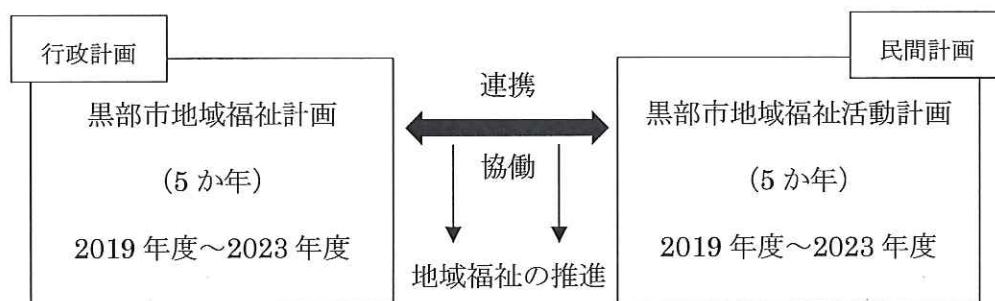
（3）連携と協働

住民や地域、行政、福祉関係機関・団体がそれぞれの役割分担を明確にし、様々な場面で連携・協働していく体制が取れること。



地域福祉活動計画は、社会福祉法（第107条）で定められた行政計画である黒部市地域福祉計画を、より具体的な活動や事業として進めていく計画として位置づけています。

黒部市社会福祉協議会が中心となりこの計画を策定するのは、社会福祉法（第109条）で地域福祉を推進することを目的とする福祉団体として位置づけられているためです。



2 地域福祉を取り巻く社会動向

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。社会保障制度は、これまで、社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきています。

しかし、我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

また、人口減少の波は、多くの地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでにも増して重要となっています。

さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会「地域共生社会」を目指しています。

「地域共生社会」の実現に向けた今後の改革の骨格

1. 地域課題の解決力の強化
2. 地域丸ごとのつながりの強化
3. 地域を基盤とする包括的支援の強化
4. 専門人材の機能強化・最大活用

資料：厚生労働省「地域共生社会の実現」一部参照

3 第3次黒部市地域福祉計画（行政計画）との関連性

第3次黒部市地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童、生活困窮、健康といった福祉分野別、対象別に対する福祉サービスだけでは十分に対応できない課題について、住

民・地域福祉団体・福祉施設関係者などが相互に連携し支援していく方向性を行政として示すものです。

第3次黒部市地域福祉活動計画は、黒部市地域福祉計画と基本理念を共通のものとし、整合性を取りながら具体的な活動や事業によって取り組みを進めるための活動計画としていきます。また、その取り組みから得られた住民、地域の求めやサービスの必要性について黒部市への提案に努め、柔軟に事業を進めています。

4 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間を計画期間とします。この期間は、行政計画である黒部市地域福祉計画の計画期間と同一期間とします。なお、住民の求めや課題に対する必要なことや法改正・制度改正に対応して、必要な見直しを随時行います。

第2章 第3次黒部市地域福祉活動計画の策定経過

1 計画策定の体制

(1) 黒部市地域活動計画策定委員会

委員数 15名

構成：自治振興会連絡協議会、地区社会福祉協議会、商工会議所、青年会議所、老人クラブ、ボランティア部会協議会、NPO法人（自立支援）、社会福祉法人（保育・高齢・障がい福祉）、小中学校長会、障害者協会、行政、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会（理事）、公募委員

(2) 第3次地域福祉活動計画プロジェクトチーム

メンバー数 7名

構成：黒部市社会福祉協議会職員 7名

2 計画策定までの経過

(1) 第3次黒部市地域福祉活動計画策定委員会の開催

実施日	会議名	内容
5月11日	第1回策定委員会	・活動計画策定について ・ロードマップの確認
8月6日	第2回策定委員会	・活動計画の骨子について ・重点事業説明と解説
9月20日	目標設定ワーキング	・調査中間報告 ・活動計画（概要版）について

11月 26 日	第3回策定委員会	・概要版のイメージについて ・策定後のロードマップについて
2月 25 日	第4回策定委員会	・全体計画についての最終報告 ・小地域活動計画の強化に向けて

(2) ワーキングの開催

実施日	会議名	対象者	分野
6月 13 日	平成 30 年度 第1回ボランティア連絡会	31 団体	地域支援
7月 24 日	黒部市社会福祉協議会職員全体会議	職員 21 名	地域支援 在宅支援

(3) ヒアリング調査の実施

実施日	実施団体	対象者	分野
3月～6月 随時	地縁型ボランティア活動支援者	16 地区	地域支援
7月～9月 随時	地区社会福祉協議会	16 地区	地域支援
7月 23 日	黒部のとびら（移住者団体）	会員 8 名	移住者
8月 30 日	NPO 法人 宇奈月自立塾	理事長 1 名	自立支援

(4) 福祉に関するアンケートの実施

実施日	アンケート名	対象者	分野
2017 年度 12月～1月	福祉に関する中学・高校生アンケート調査 (県立桜井高等学校、黒部市内中学校 4 校)	中学生 351 名 高校生 575 名	次世代
7月 6 日	福祉に関わる団体支援者向けアンケート調査 (民生委員児童委員用)	113 名	地域支援
7月 20 日	福祉に関わる団体支援者向けアンケート調査 (ボランティア登録団体用)	60 団体	地域支援

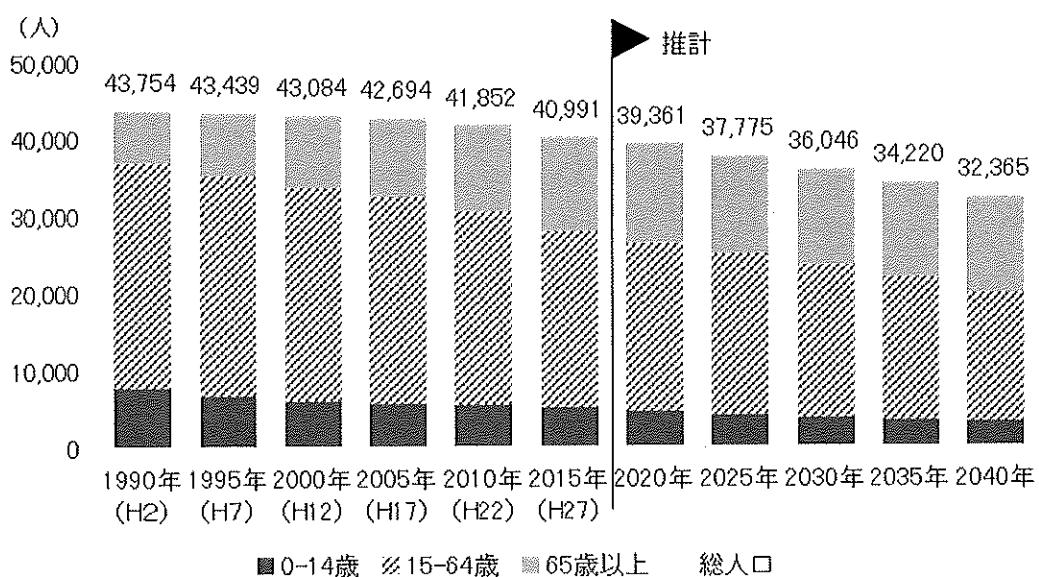
第3章 黒部市の地域福祉の現状と課題

1 地域を取り巻く現状と課題

(1) 高齢化と少子化の状況

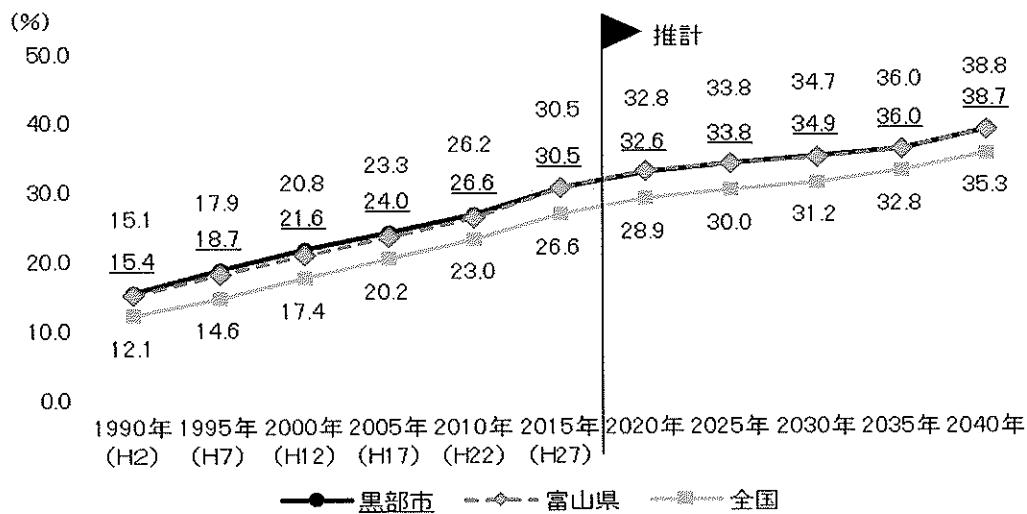
国勢調査によると、本市の人口は、平成27（2015）年は40,991人となっており、年々減少しています。また、本市の高齢化率は30.5%と全国よりも高い数値で、今後の団塊世代層の高齢化とともに急速に少子高齢化が進むものと考えられます。さらに、高齢化率を地区別にみると低いところで22.6%、高いところで49.8%とその差は広く、同一地区内であっても、生活課題は大きく異なっていることが考えられます。

■人口の推移と推計



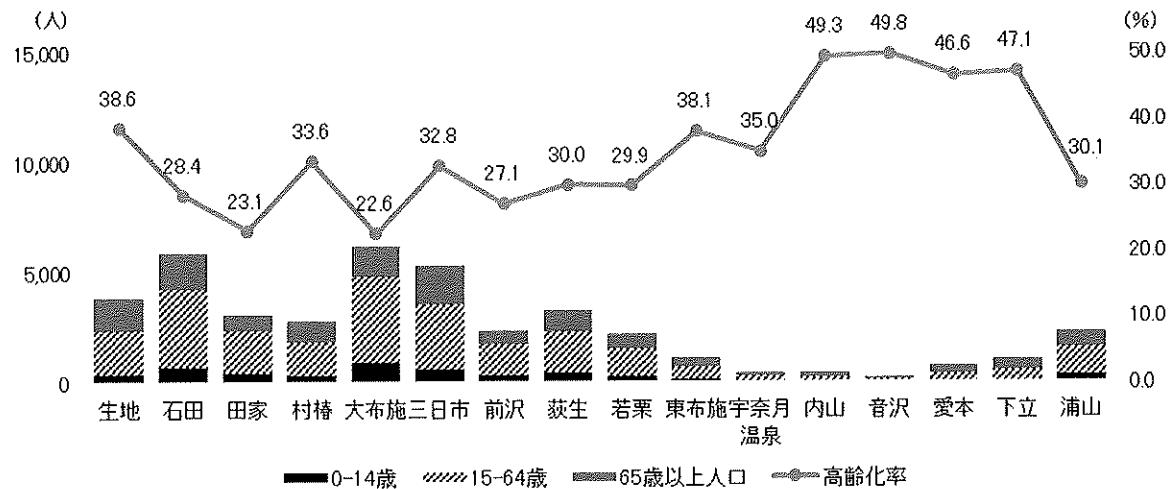
資料：（～2015年）国勢調査、（2020年～）国立社会保障・人口問題研究所

■高齢化率の推移と推計【富山県・全国比較】



資料：（～2015年）国勢調査、（2020年～）国立社会保障・人口問題研究所

■地区別人口【年齢別】

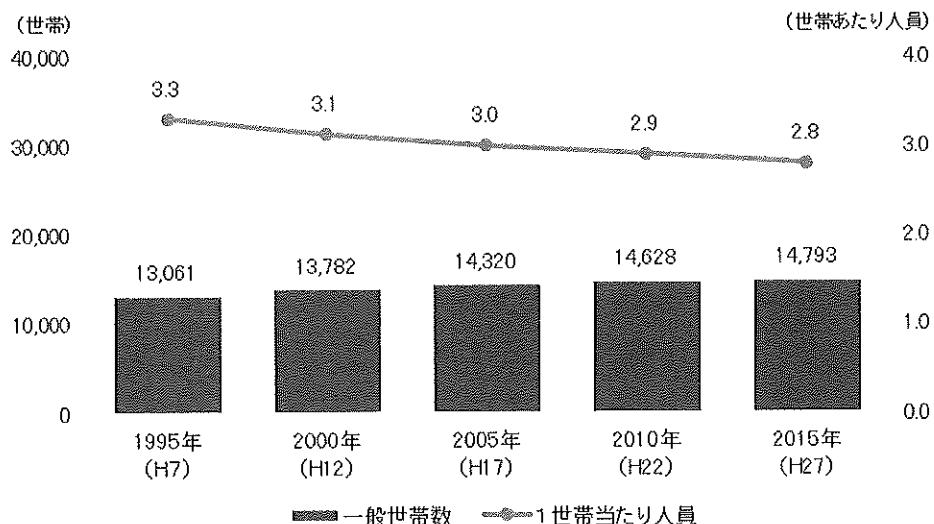


資料：市民環境課（平成 30 年 3 月末現在）

（2）人口減少と世帯数の増加（世帯員数の減少）の状況

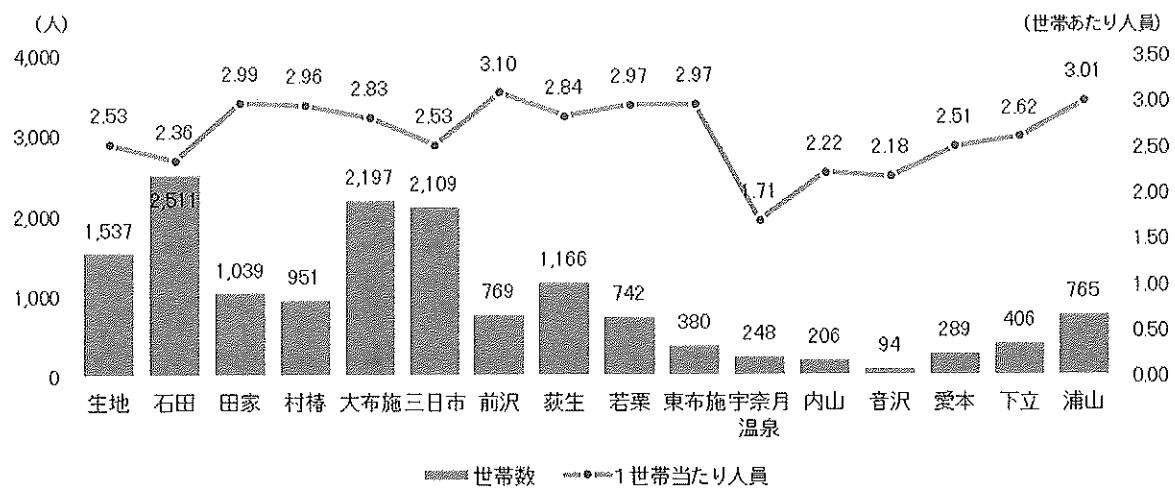
一般世帯数の推移は年々増加している一方で、1 世帯あたりの人員数は年々減少しております、世帯の縮小化が進んでいます。そのような状況からも家族の支え合いの機能がますます低下し、福祉サービスに対する求めや要望が増え、地区ごとに多様化していくと考えられます。また、外国の方の生活課題や要望に応えていくための情報提供手段を考えていく必要があります。

■一般世帯数と 1 世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

■地区別一般世帯数と1世帯あたり人員数（黒部市の統計）



資料：福祉課（平成 30 年 3 月末現在）

■外国人の状況

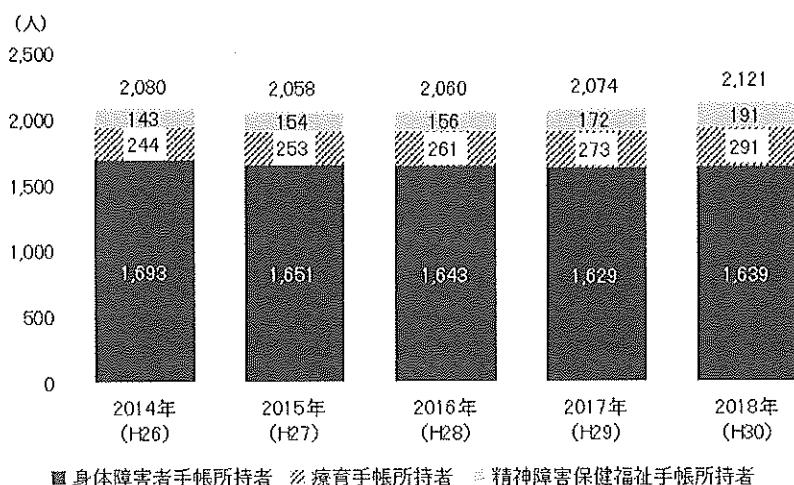
	中国	フィリピン	ブラジル	韓国	米国	その他	合計
人口 (人)	153	65	18	16	9	103	364
世帯数(世帯)	111	46	11	14	9	96	287

資料：市民環境課（平成 30 年 3 月末現在）

(3) 障がいのある方の状況

障がいのある方（手帳保持者）は、平成 30（2018）年度末で 2,121 人と市の総人口の約 5.1%にあたります。障害者手帳保持者は、平成 26（2014）年以降、ほぼ横ばいの推移となっていますが、今後、高齢化や社会情勢、労働環境の変化により増加する可能性があると思われます。また、障がい者関連の法整備や制度の充実によりサービスの利用は徐々に増加していくと考えられます。そのような中で、障がい者への理解や障がいのある方が地域で生活する上での課題について、住民・地域が理解を深めていく必要があります。

■障害者手帳保持者の推移（各年度末）

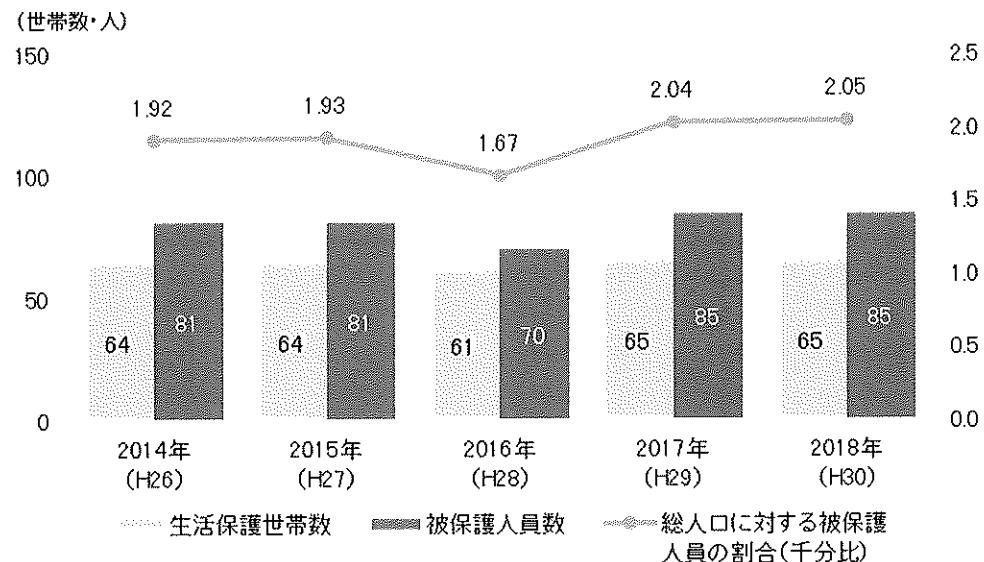


資料：福祉課（各年 3 月末現在）

(4) 生活保護世帯数の状況

生活保護世帯数は、平成 26（2014）年以降、横ばいで推移しています。貧困や低所得の問題の多くは、疾病や事故、失業などを起因とした生活困窮があります。さらに債務（借金）や家族の崩壊といった重複した深刻な問題を抱えていることが少なくありません。また、生活困窮者自身においても、社会的な孤立、生活リズムの崩れ、判断能力の不十分さ、自己肯定感が乏しい、コミュニケーションがうまくとれないなどの課題があります。そのため、金銭的な支援のみに限らず、「住宅確保」、「就労支援」、「家計相談支援」、生活困窮家庭の子どもへの「学習支援」など地域社会と関係機関の連携による伴走型の自立支援が必要になってきています。

■生活保護世帯数・被保護人員数の推移

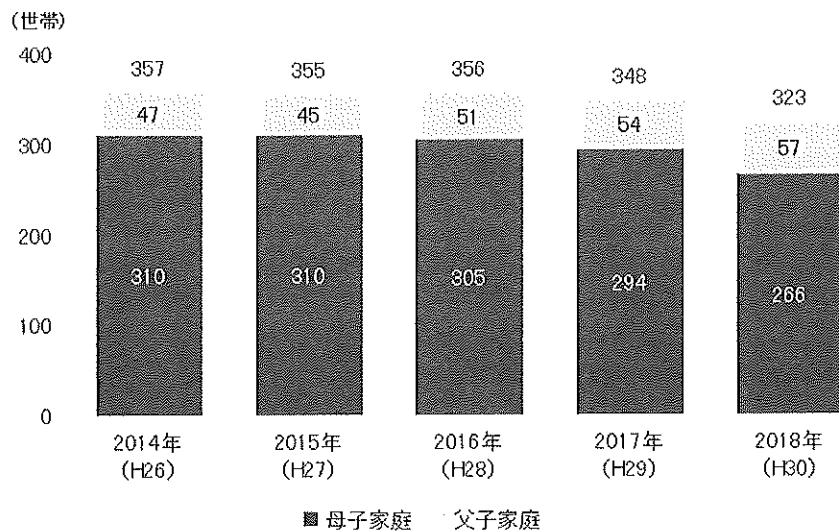


資料：福祉課（各年 3月末現在）

(5) 母子・父子家庭の状況

母子・父子家庭世帯の推移をみると、母子家庭は平成 29（2017）年から平成 30（2018）年にかけて約 1 割減少しています。父子家庭数は、年により増減がありますが、微増傾向となっています。本市の母子家庭が減少した理由は明確ではありませんが、少子化や未婚者の増加も影響を受けてか、全国的にもひとり親家庭は減少傾向にあります。女性の働く機会が増え、ひとり親に対する行政の支援体制も充実してきましたが、日本のひとり親貧困率は 50.8%（2016 年国民生活基礎調査）と高い水準となっています。それに併せ、子供の貧困も今後さらに対策が必要と考えられます。

■母子・父子家庭世帯数の推移

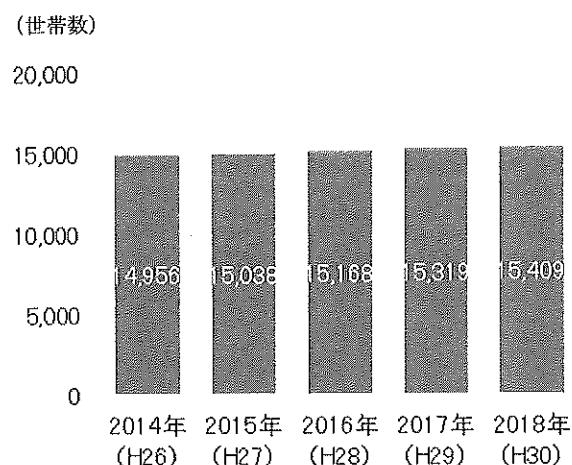


資料：こども支援課（各年3月末現在）

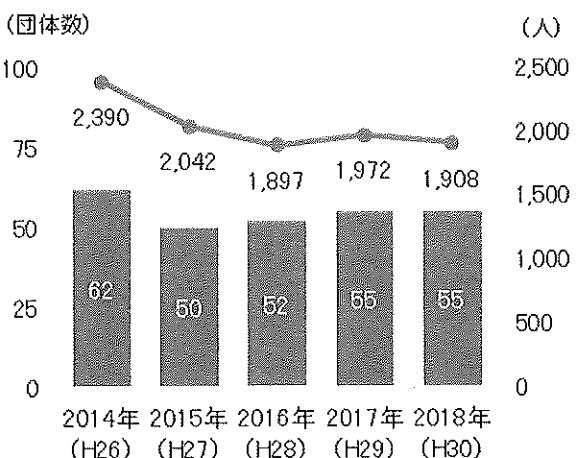
（6）地域活動等の状況

町内会の会員数は微増傾向にあり、ボランティア団体数・活動者数の推移をみると、団体数は平成27年（2015）年から増加していますが、活動者数は減少傾向にあります。今後、人口減少する中、福祉団体活動支援者数を維持していくための取り組みが必要になってきています。

■町内会の世帯数の推移



■ボランティア団体数・活動者数の推移



資料：市民環境課（各年3月末現在）

資料：社会福祉協議会（各年3月末現在）

2 地域（地区）における現状と課題

（1）地区社会福祉協議会

黒部市には、16 地区に地区社会福祉協議会があり、地域（地区）単位や小地域（町内）単位での地域福祉活動の大きな役割と機能を果たす存在となっています。しかしながら地域の生活環境や人口構成、気候など地域性があり、地域間の差はそれぞれにあります。

誰もが安心して暮らせることができる地域を構築するためには、地域の住民が、地域の課題や問題、求めやこれから必要なことなどを自ら把握し、共有することが重要になります。住民が主体となり自治意識をもち、行政、関係機関、専門職と連携し課題や問題の解決に向けた活動が必要です。

3 福祉サービスを取り巻く現状と課題

（1）専門機関（職）の連携

今後、ますます多様化する市民の福祉的求めや必要性への対応を行うためには、専門機関（職）の連携のとれた地域的な受け皿が必要になってきます。また、専門機関（職）が支援を行うためには、自らの専門性を核として住民、行政、自治振興会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、高齢者、障がい者、児童・保育関係等の社会福祉法人・NPO 等や学校等の教育機関、司法関係、行政、企業との連携が必要不可欠となってきます。

専門機関（職）は、市民の生活を支える視点に立ち、必要な福祉制度・サービスの調整や組み合わせを行うとともに、多職種と連携を取りながら役割分担し、支援することが重要になってきます。

4 第2次黒部市地域福祉活動計画の分析と評価

第2次地域福祉活動計画は、地域福祉の推進役としての黒部市社会福祉協議会の役割と住民・地域、行政、専門機関（職）、福祉活動者（団体）、企業等との連携・協働するための行動計画として位置づけされていました。しかし、実際には黒部市社会福祉協議会が実施する事業を中心に計画がつくられており、幅広い地域福祉に関わる団体や活動者が関わるには、受け身的なものになりがちでした。このようなことから第3次黒部市地域福祉活動計画は、対等な関係性で話し合い（対話）、共に考えて動く体制となることが理想だと考えられます。については、住民・地域、行政、専門機関（職）、福祉活動者（団体）、企業等が連携・協働していくように、また共に明確な目標の基、それぞれが具体的な活動を進めていくものをつくる必要があると考えました。

5 新しい地域福祉活動計画のあり方

(1) 持続可能な地域づくり

2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs（エス・ディー・ジーズ）「2016年から2030年までに達成すべき17の環境や開発に関する国際目標」は、持続可能な世界を実現するために作られたものです。ここ黒部市においても「持続可能な地域づくり」を目指しながら、SDGsとの関連性も検討しました。またSDGsの策定プロセスを参考に計画づくりに取り組みました。



(2) 共通のゴールづくり

黒部市社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的存在としてその役割と機能を發揮しつつ、それぞれの団体や活動者など地域福祉に関わる全ての人々が共に目指す目標を明確に示すものを策定していくこととしました。また、地域住民を含め分かりやすく、取り組みやすいデザインや広報啓発を行っていきたいと考えました。

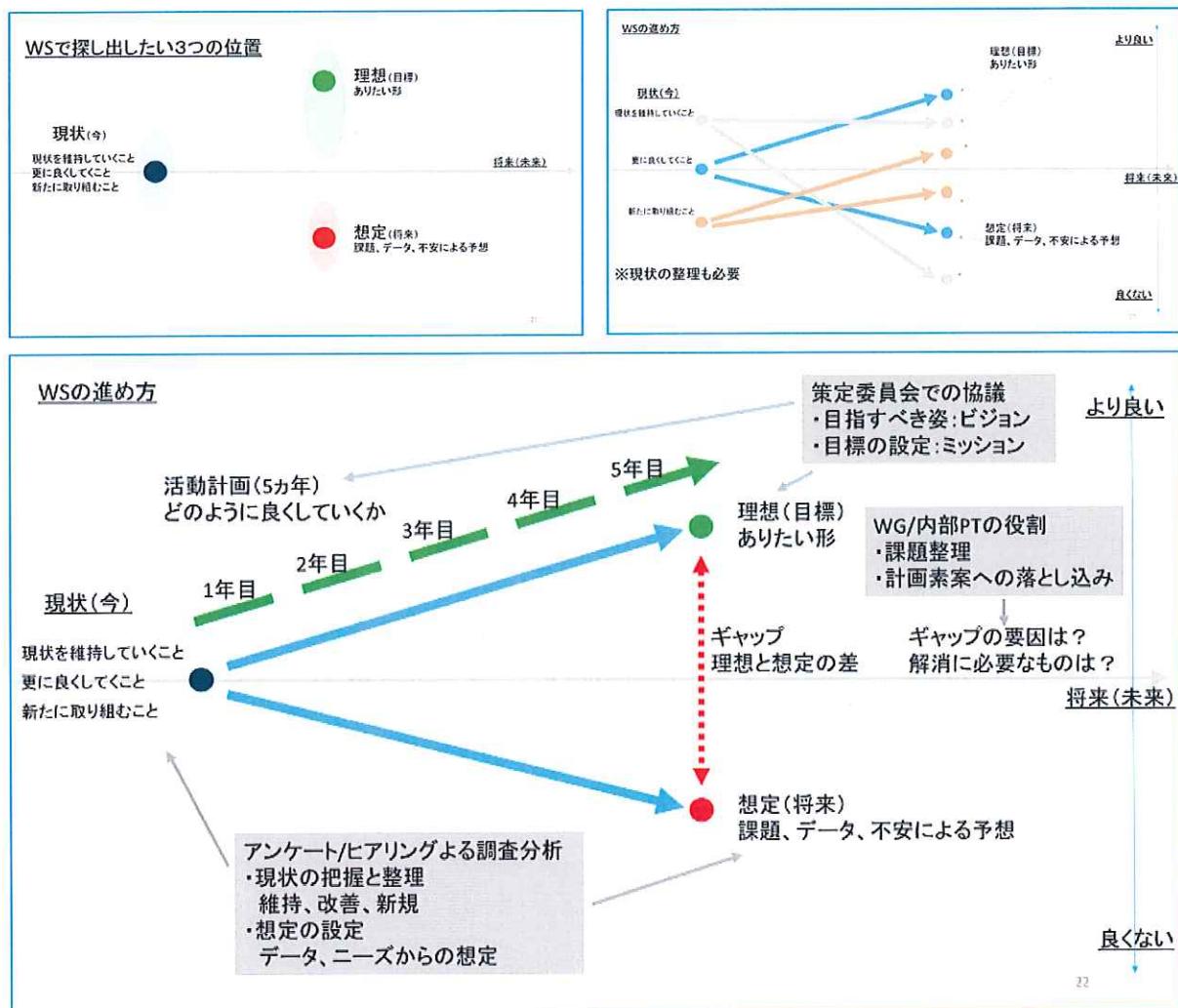
(3) 参加型での課題整理、目標設定

地域福祉活動に関わる様々な団体や活動者からのアンケート調査、ヒアリング調査、並びに地域福祉活動計画策定委員会によるワーキングにより現状を押さえながら、将来の理想（目標）をイメージし、今後想定される将来像とのギャップを導き出し、その課題解決のための取り組むべきことをまとめいきました。

※調査の詳細資料は別冊の「平成30年度黒部市社協シンクタンク事業報告書」に記載



【参考資料】策定委員会でのWS資料



(4) 地域・小地域の範囲

地域の範囲には、「町内会」「自治振興会」「地区社会福祉協議会」「行政（市社会福祉協議会）」などがあげられます。黒都市全域からみる小地域は、16 地区を指し、16 地区はそれぞれの町内会を小地域として捉えています。

世帯（住民）はそれぞれの町内会に所属し、町内会は、自治振興会として 16 の地区に組織化されています。本計画においても、それぞれの角度で「地域」「小地域」を区分しています。

16 地区の世帯数の差異は大きく、世帯数と町内会の数は必ずしも比例していないことがわかります。また、世帯数の数と 1 世帯当たりの平均人員数においても同じことが言えることから、小地域単位でみると、地区ごとの生活課題が違うこと、取り組むべき活動内容もそれぞれの地域特性を活かしていくことが重要であると考えられます。

（図 1 参照）

図 1：地域・小地域の範囲



※市民環境課の統計（平成30年3月末現在）を参考に作成しておりますので、実際の町内数と異なる場合もあります。

6 アンケート・ヒアリング調査結果から見えてきた現状と課題

(1) 課題の複雑化

年々、地域課題が複雑化し、高い専門性が必要とされています。そのような中で、作業も複雑化し、デジタル化についていけない、学ぶ時間がない、すべがないといった課題が多くあげられています。

(2) 連携・協働の難しさ

課題が多くある中でどこを頼ればよいかわからないとの声や、行政や社会福祉協議会との連携の不足が問題に挙がっています。また、家族支援（自助）が薄れ、制度やサービス（公助）に頼りすぎている傾向にあります。

(3) 担い手不足

リーダー不足、福祉人材の不足、地域活動者の減少、福祉専門職の不足といった担い手の不足が人口減少と共に大きな課題としてあげられています。

(4) 地域での孤立、孤独の進行

近所づきあいの希薄化、核家族化と共に老々介護、2025年問題、8050問題などの課題により、地域での孤立、孤独の進行がうかがえます。

(5) 人口減

黒都市の人口は、41,367人（平成30（2018）年3月末の住基基本台帳）で、平成27年（2015）年度の国勢調査を基に策定した黒都市人口ビジョンでは、2060年の目標人口を33,000人としています。このことからも今後も人口減少と少子化、高齢化が続くことが予測されます。

(6) 地域福祉活動の「良い点」や「やりがい」

地域活動支援者が支援していく中でさまざまな課題があげられる中、一方で、地域支援活動に関わって良かったと感じることも多くあげられています。いろんな世代とつながるきっかけがつくられ、ネットワークが広がること、学びが多く、感謝されるなどがやりがいや生きがいにつながると感じています。

第4章 第3次黒部市地域福祉活動計画における事業展開

1 基本理念

「お互いさまの社会の実現に向けて」

～誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくりの推進～

この基本理念は、行政計画である第3次黒部市地域福祉計画と民間計画である第3次黒部市地域福祉活動計画が連携・協働し活動を進めるため第3次黒部市地域福祉活動計画の基本理念として位置づけました。

基本理念の趣旨は、市民一人ひとりが地域社会に積極的に関わり、年齢や障がいの有無、性別、国籍などの違いを超えて誰もが互いに支え合いながら安心して暮らせるお互いさまの社会づくりを目指すものです。

2 活動方針

この活動計画は、「お互いさまの社会の実現」を目指し民間の福祉活動団体や活動者が、これから5年間、何を目標（ゴール）にどんなこと（ターゲット）に力を入れて取り組んでいくかを示すものです。

黒部の福祉を良くする活動計画

Kurobe Social Welfare Action Plan

2019年度—2023年度



(1) 活動人口を増やそう

1 活動人口を増やそう

黒部市人口ビジョン(2015年策定)では、今後の人口は減少し、一方で高齢者の増加が見込まれます。そのような中で、地域活動を発展的または、維持していくためには、一人ひとりが2役、3役と様々な「出番と役割」を持つ必要があります。地域活動に参加する機会を増やし、人口減に反比例するように活動人口(地域活動に参加する人)を増加させていくことを目指します。

**地域で活動する人を増やし
地域の担い手を育てる**

- 1 小さな地域で出番を増やす
- 2 住民主体の意識を育てる
- 3 世代間交流事業に取り組む

地域で活動する人を増やし、地域の担い手を育てる

■ターゲット①「小さな地域で出番を増やす」

市民活動やボランティア活動、企業の社会貢献活動などが地区単位での地域福祉活動とつながり、地元での活動の場を増やすことで地域を支える、関わる担い手を増やすことにつながります。それぞれが自分たちの強みと得意なことを活かし、地域づくりに参加する、出番をつくります。

◎具体的なアクション

- ・町内単位での集いの場を町内の住民で立ち上げます。

■ターゲット②「住民主体の意識を育てる」

これから的人口動態を知り、活動人口という概念を知ることで意識改革を図り、行政や制度などだけに頼らない、自分たちでできることをやっていく住民主体の意識を育てます。

◎具体的なアクション

- ・地区ごとの住民座談会を開催し、話し合いの場をつくります。
- ・地区、町内単位の人口動態社会環境の変化などを情報公開（可視化）します。

■ターゲット③「世代間交流事業に取り組む」

核家族化や単身世帯の増加が見込まれる中において、多様な世代がつながり交わる場を意図的に作り出す必要があります。その中で相互理解や連携・協力、地域でのきずなを深めていきます。

◎具体的なアクション

- ・もともとあるイベントや行事に世代間を意識したプログラムを盛り込みます。

(2) 話すことからはじめよう

The diagram illustrates the relationship between communication and community building. It features a central yellow box labeled '話し合う場、学び合う場、支え合う場をつくる' (Create a place for talking, learning, and supporting). To the left is a blue box with the number '2' and two people icons, titled '話すことからはじめよう' (Start from communication). Below this is a large text box containing a narrative about the importance of communication for mutual understanding and information sharing. At the bottom of this text box is a small note defining ICT. To the right of the central box is a white box containing three numbered actions: '市内で学び合う場をつくる' (Create a place for learning together in the city), '新しい話し合いの場をつくる' (Create a new place for dialogue), and 'ICTを活用した「知る・学ぶ・つながる」場をつくる' (Create a place for knowing, learning, and connecting using ICT).

人と人とのつながり、信頼関係を構築するためには、知る場、学ぶ場、話し合う場、そして当事者同士が支え合う場づくりが必要です。話し合い、相互理解、情報を共有することから、新たな手立てが導き出され、それが行動促進へつながります。地域のこれからを自分たちで考える対話の場づくりを増やし、住民主体のまちづくりを目指します。

ICT(インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー)……情報通信技術の略。パソコンやスマートフォン、スマートスピーカーなど、さまざまな形態のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。

話し合う場、学び合う場、支え合う場をつくる

1 市内で学び合う場をつくる
2 新しい話し合いの場をつくる
3 ICTを活用した「知る・学ぶ・つながる」場をつくる

話し合う場、学び合う場、支え合う場をつくる

■ターゲット①「市内で学び合う場をつくる」

支援者や活動者が集い、思いや悩みを共有したり、活動のヒントを得たり、お互いに学びあう場づくりを進めることで住民が主体となるまちづくりを目指します。

◎具体的なアクション

- ・ボランティア活動者が集まる場づくり（黒部市ボランティア連絡会）
- ・市内社会福祉法人のネットワーク（黒部市社会福祉法人連合会）
- ・福祉専門職/関係者の緩やかな交流とネットワーク（ケアカフェ）

■ターゲット②「新しい話し合いの場をつくる」

AかBかを決める話し合いでなく、共に考え導き出していく新しい答えCを生み出す対話の場づくりを目指します。

◎具体的なアクション

- ・市民の声、福祉関係者の声を集める（黒部市社会福祉大会）

■ターゲット③「ICTを活用した「知る・学ぶ・つながる」場をつくる」

ICTの力を活用し、新たな情報の受発信とオンライン上でつながる場をつくり出し、

◎具体的なアクション

- ・地域福祉分野へのICT利活用研究
- ・WEBやSNSによる福祉関係情報の受発信
- ・市民向けの福祉情報スマホアプリ開発

(3) すべての人々に福祉を

3



すべての 人々に福祉を

誰もが安心して地域で生活していくことができる地域共生社会を実現するためには、「お互いさまの助け合い」の心を育てていく必要があります。

また、声なき声を拾い、時代の変化と共に生まれ続けるマイノリティーな立場にある人々を「誰ひとり取り残さない」の精神のもと支えていく社会の実現を目指します。

マイノリティー …… 社会的少数者または社会的少数集団。社会的少数派とは、その社会の権力関係において、その属性が少数派に位置する者の立場やその集団を指す。

誰もが安心して暮らせる
社会的孤立の無い
地域をつくる

- 1 「お互いさまの支え合い」を実現する
- 2 「声が届く地域、声を見つける地域」を目指す
- 3 小地域単位での地域課題解決力を高める

誰もが安心して暮らせる、社会的孤立の無い地域をつくる

■ターゲット①「お互いさまの支え合い」を実現する

黒部市全体で地域の生活を支え合う「くろべネット」事業を推進していくことで、住民、地区、市社協、企業、行政、専門職が連携協働し、それぞれの強みを活かしながらお互いに支え合う地域共生社会の実現を目指します。

◎具体的なアクション

- ・黒部市全域による包括的な見守り体制「くろべネット」の推進

■ターゲット②「声が届く地域、声を見つける地域」を目指す

誰ひとり取り残さない社会の実現のためには、マイノリティーな課題や悩みを持つ人たちが声を上げられるような環境、また、声を上げることの出来ない人たちを見つけられるよう、制度の狭間やサービスで対応しきれない課題について支援する体制を整備します。

◎具体的なアクション

- ・地区社会福祉協議会を中心とした小地域単位の福祉活動強化

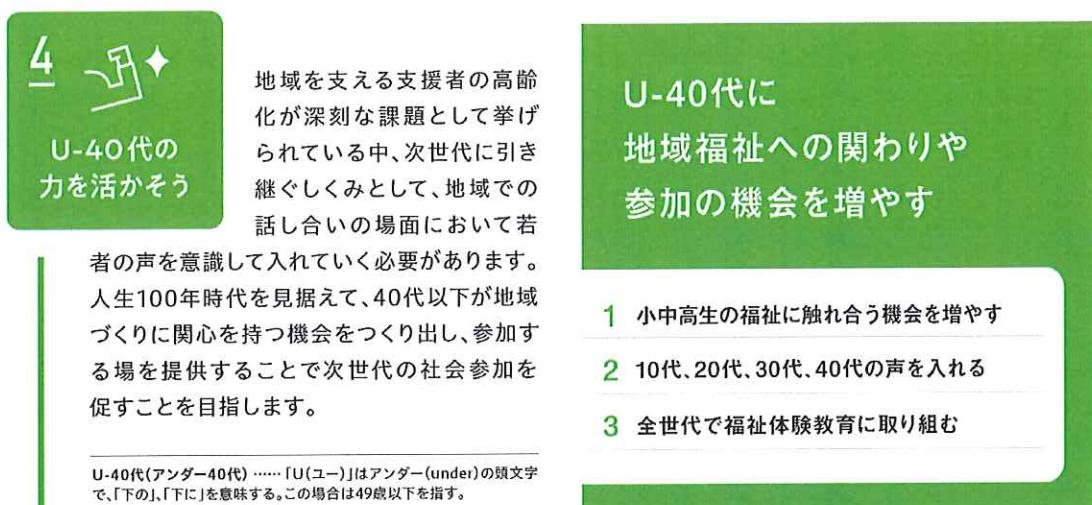
■ターゲット③「小地域単位での地域課題解決力を高める」

地域課題の解決や相談の窓口を身近にある地区単位でキャッチできる力を高めていくことで、初期の段階での対応や地域のボランティアや住民主体の活動で、きめ細やかな支援を行うことが出来ることを目指します。

◎具体的なアクション

- ・市社会福祉協議会からの地区へのアウトリーチ支援強化
- ・伴走型支援の強化

(4) U-40代の力を活かそう



4 

U-40代の
力を活かそう

U-40代に
地域福祉への関わりや
参加の機会を増やす

1 小中高生の福祉に触れ合う機会を増やす

2 10代、20代、30代、40代の声を入れる

3 全世代で福祉体験教育に取り組む

U-40代(アンダー40代)「U(ユー)」はアンダー(under)の頭文字で、「下の」、「下に」を意味する。この場合は49歳以下を指す。

U-40代に地域福祉への関わりや参加の機会を増やす

■ターゲット①「小中高生の福祉に触れ合う機会を増やす」

児童/生徒がボランティア活動や地域活動に関わる機会を増やすことで福祉教育を推進し、「自分たちの地域を自分たちでつくっていく」という意識を育てていきます。

◎具体的なアクション

- ・学校における福祉教育プログラムへの福祉専門職の派遣マッチング事業

■ターゲット②「10代、20代、30代、40代の声を入れる」

年上世代が物事を決めていくのではなく、全世代が参画した対話と検討の場が必要です。「共に考え、共につくる」には若者の声を聴くことから始めます。

◎具体的なアクション

- ・会議の構成メンバーに世代、男女のバランスを意識する。
- ・10代（児童・生徒）の声をアンケートやヒアリングで集める。

■ターゲット③「全世代で福祉体験教育に取り組む」

これから地域福祉を支えるには、全世代の総合力が必要です。特に災害時などの緊急時は、すべての人々が協力し助け合い、支え合うことが必要になります。普段からのつながり「お互いさま」の意識を高めていきます。

◎具体的なアクション

- ・全世代対象の災害時をテーマにした研修

(5) パートナーシップで目標を達成しよう

5

パートナー
シップで目標を
達成しよう

でつながる多職種の場づくりや市内16地区間での連携体制の強化を目指します。

パートナーシップ …… 協力関係。協働。提携。
プラットホーム …… 動かすために必要な、土台となる環境、土台となっているもの。
コラボレーション …… 共に働く、協力するという意味で、共演、合作、共同作業、利的協力を指す語である。

様々な連携・協働で
地域課題を
解決していく力をつける

1 つなぐプラットホームを整備する

2 異業種／異分野が
コラボレーションする場づくり

3 地区同士の助け合い、連携を強化する

様々な連携・共同で地域課題を解決していく力をつける

■ターゲット①「つなぐプラットホームを整備する」

市民活動やNPO法人などの支援、企業の社会貢献、SDGsの推進なども行えるよう、現在のボランティアセンターとしての機能を強化し、様々な人や団体、活動をつなぐ場をつくります。

◎具体的なアクション

- ・コミュニティサポートセンター（仮称）の設置（ボランティアセンターからの進化・機能強化）

■ターゲット②「異業種／異分野がコラボレーションする場づくり」

「課題」や「思い」をベースに業種や分野を問わず関心がある人、団体が集まり、そのテーマについての解決策を考え、アイデアを出し、コラボレーションし実行していく場と機会をつくります。

◎具体的なアクション

- ・課題解決のプラットフォーム「課題解決ラボ」（仮称）の開設

■ターゲット③「地区同士の助け合い、連携を強化する」

それぞれの地区（16地区）の特性を活かした地域づくりを支援する一方で、地区間の連携による効率化や生活圏域を考えた支援策など地区のエリアにとらわれない連携と協働を促進しています。

◎具体的なアクション

- ・16地区間の交流とネットワーク強化（くろべミニサミット）

3 重点目標

5つのゴールと共に、市社会福祉協議会が中心となり 3つの重点的な事業を進めます。

私たちが取り組む 3つの重点事業 [5ヵ年推進]

くろべネット

誰もが安心して暮らせる包括的な見守り支援体制の強化

「誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくり」の実現のために、ご近所や地域単位での普段の見守りを大切にしながら、黒部市全域で住民と企業や行政、専門職などが連携することで市民総参加の地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

地域福祉分野でのICTの利活用

ICTを利用した地域福祉事業の効率化、発展的な継続

人口減少や福祉の担い手不足、複雑多様化する地域課題に対して、ICTの力を活用することにより、効率や利便性を高め、福祉活動支援者の環境や活動を間接的に支援し、地域福祉推進力を強化していきます。

小地域福祉活動の強化

それぞれの地域特性に対応した地域福祉推進の計画づくり

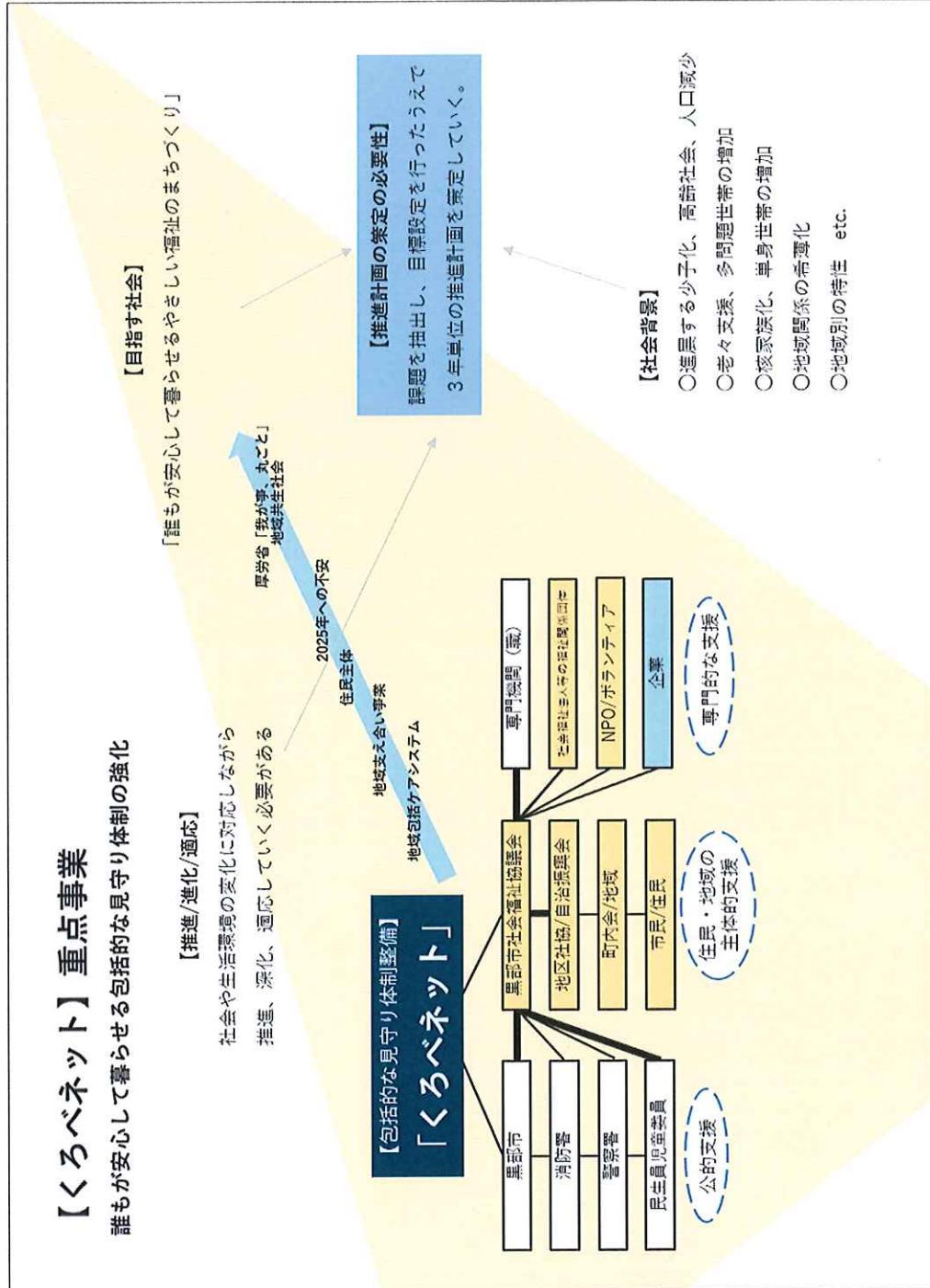
黒部市全体を考えながらも、それぞれの小地域(16地区)の地域特性や実情にあった活動や事業を考えることが必要です。地域単位で調べ、考え、話し合う機会をつくり「自分たちの地域を自分たちで良くしていく」住民主体の活動をつくりだします。



(1) 「くろべネット」事業

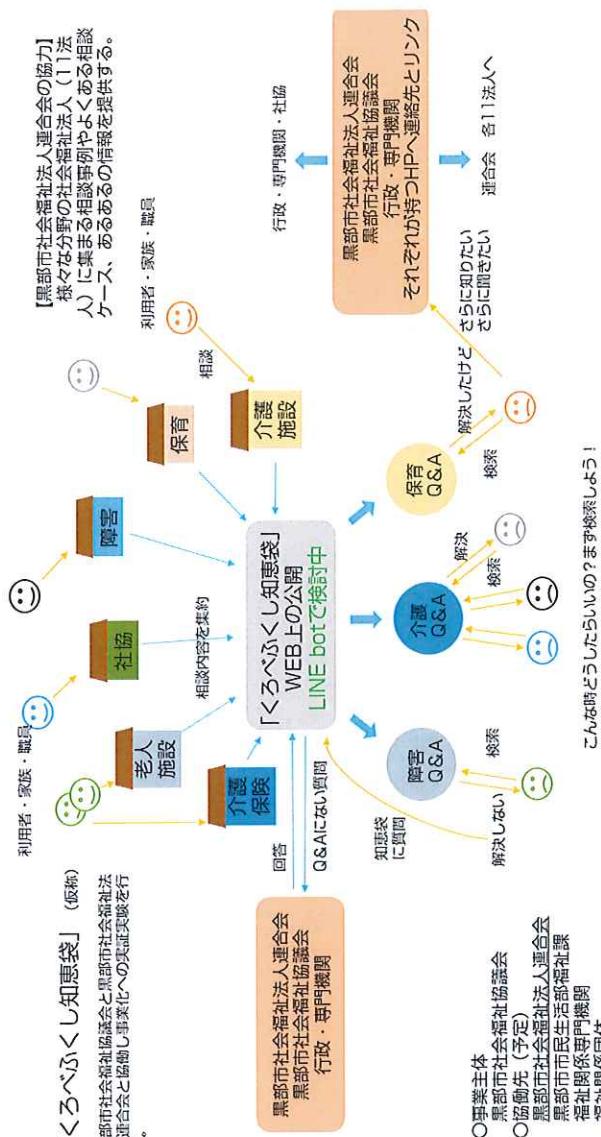
誰もが安心して暮らせる包括的な見守り体制の強化

「誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくり」の実現のために、ご近所や地域単位での普段の見守りを大切にしながら、黒部市全域で住民と企業や行政、専門職などが連携することで市民総参加の地域共生社会の実現に取り組んでいきます。



(2) 「地域福祉分野でのICTの利活用」

ICT を利活用した地域福祉事業の効率化、発展的な継続人口減少や福祉の担い手不足、複雑多様化する地域課題に対しても、ICT の力を活用することにより、効率や利便性を高め、福祉活動支援者の環境や活動を間接的に支援し、地域福祉推進力を強化していきます。



LINEbot の開発への取り組み

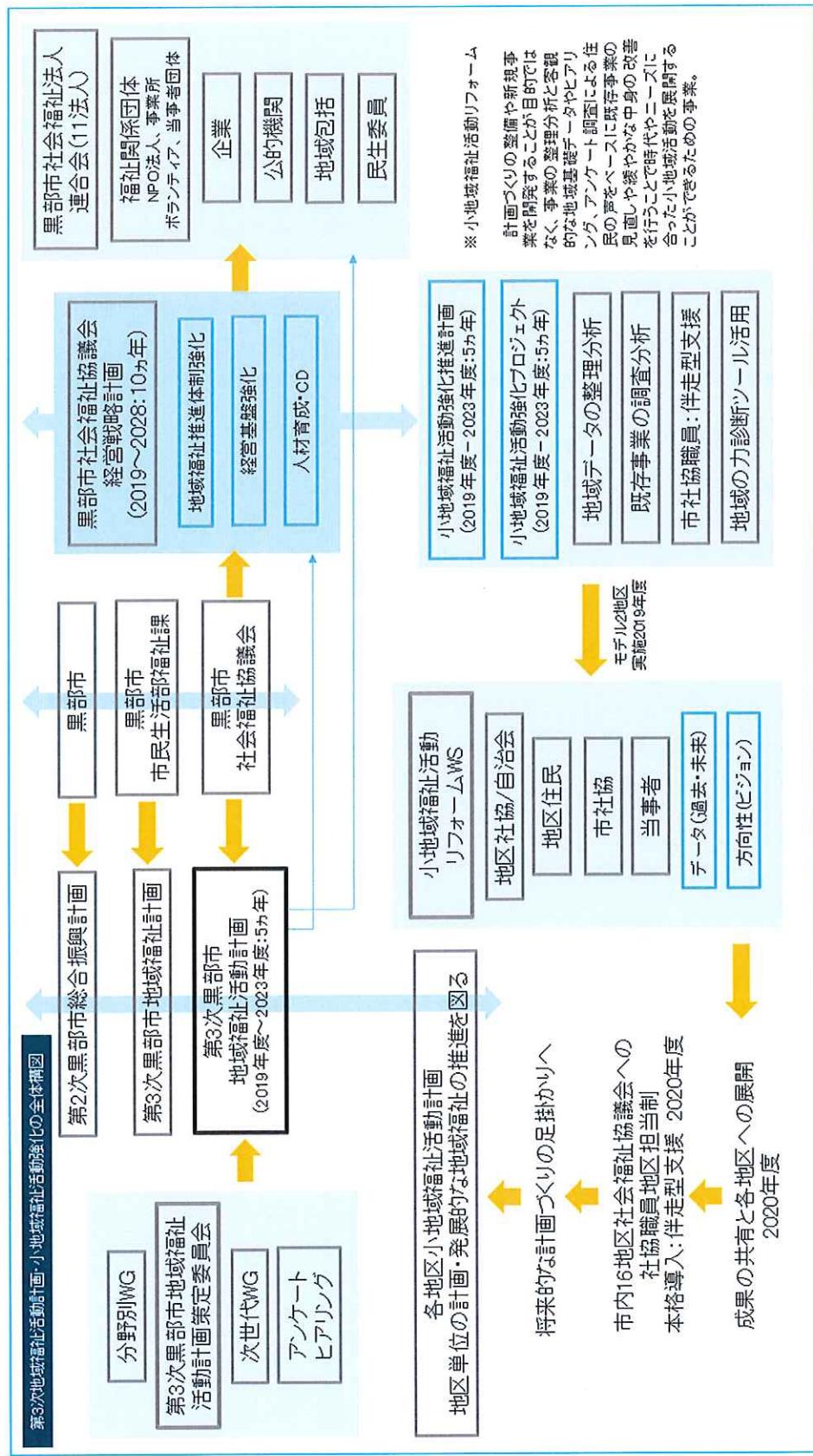


ICT利活用イベントの開催

(3) 「小地域福祉活動の強化」

それぞれの地域特性に対応した地域福祉推進の計画づくり

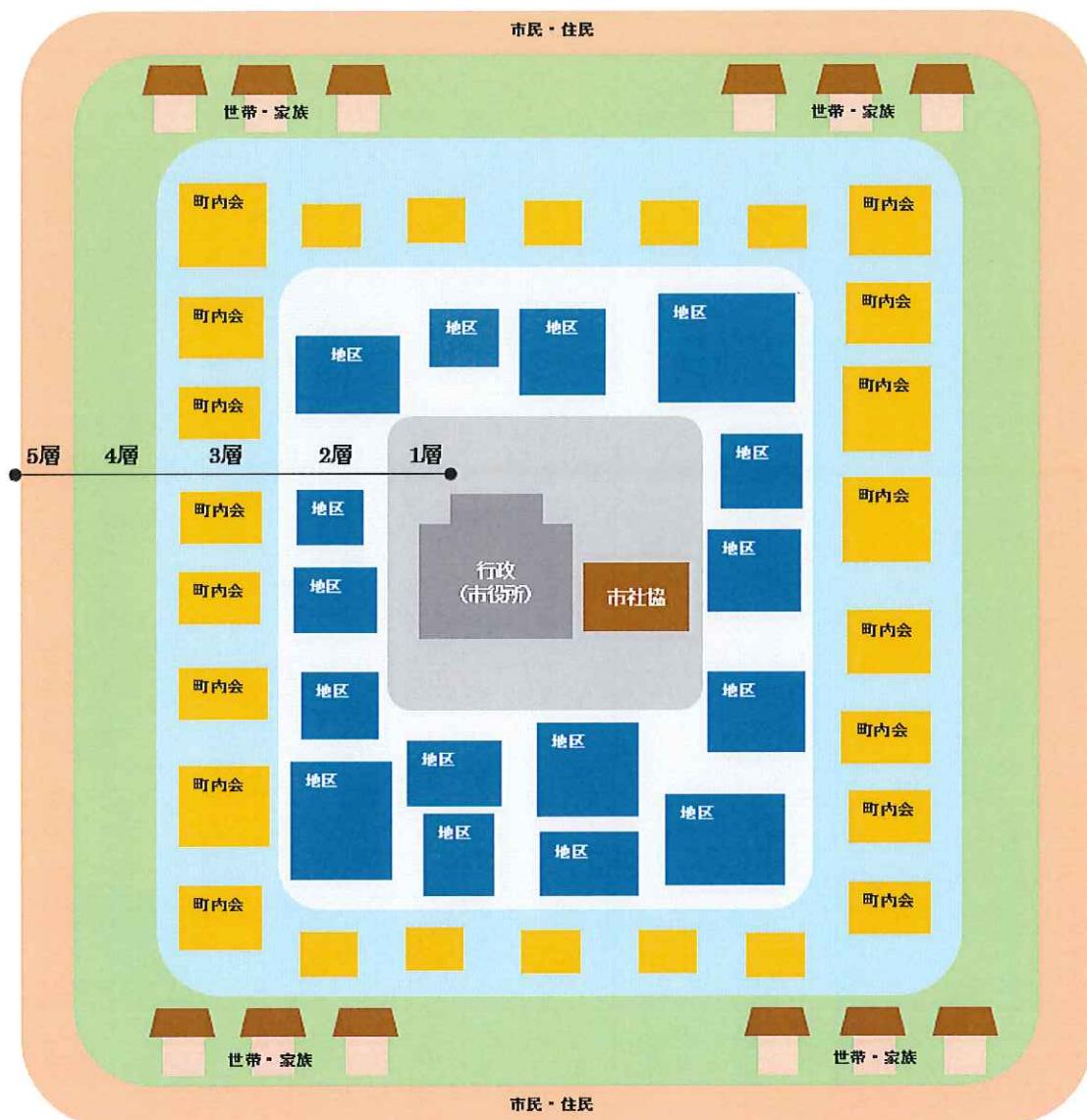
黒部市全体を考えながらも、それぞれの小地域（16 地区）の地域特性や実情にあつた活動や事業を考えることが必要です。
地域単位で調べ、考え、話し合う機会をつくり「自分たちの地域を自分たちで良くしていく」住民主体の活動をつくりだします。



4 地域福祉活動計画の体系図

事業・活動の推進については、黒部市地域福祉計画との連動性・整合性を保つため地域福祉計画（行政計画）で策定された施策体系を軸に具体的な事業を推進していきます。また、事業の推進にあたっては、世帯・個人から市内全域とのつながりと事業の焦点を意識するため事業の範囲を5層の圏域として明確にして実施していきます。（図2参照）

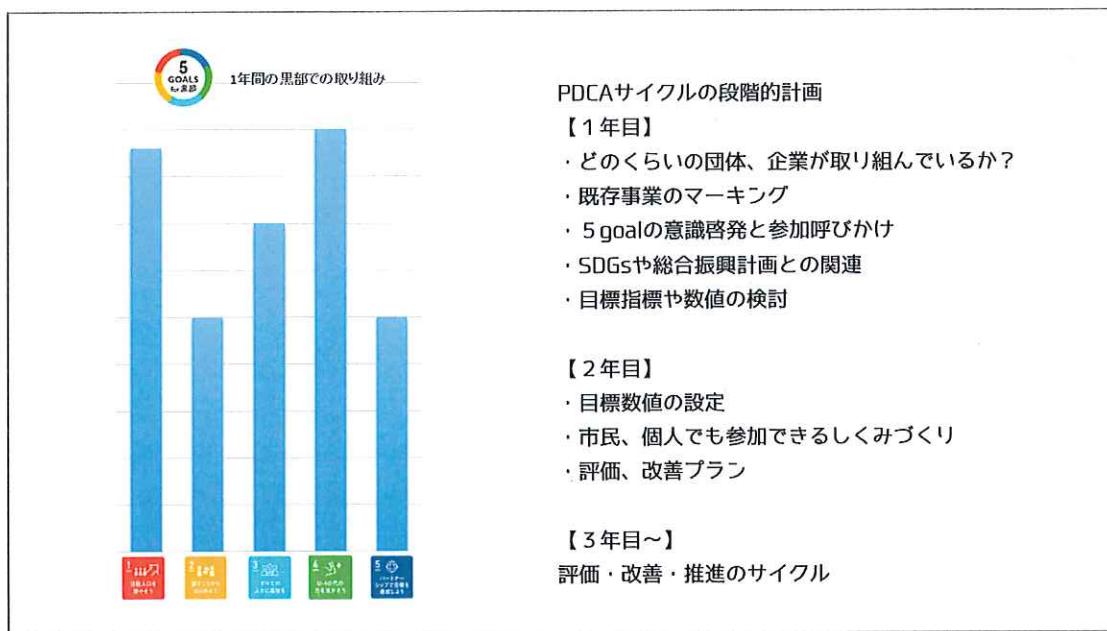
図2：5層の圏域



5 第3次黒部市地域福祉活動計画の進行管理

(1) 活動計画の公表と周知

活動計画を進めるためには、住民一人ひとりの参加と活動が必要です。また、住民の生活や福祉に関わるさまざまな関係機関・団体の理解が重要になってきます。多くの住民や関係機関・団体に広く周知するため、黒部市社会福祉協議会のホームページやSNS等WEBを活用した情報発信、広報や地域イベント、会合の機会を通じ市民の理解と活動につなげていきます。



広報啓発、推進（例①）
名刺の裏面を利用し、
個人が応援する（一押し）goalを選ぶ

私は、黒部の福祉を良くするために
goal1を応援します。

私は、黒部の福祉を良くするために
goal5を応援します。

広報啓発、推進（例②）
シールの作成、データでの提供
事務所、店舗、計画書や報告書へ

平成30年度実施事業
ボランティア活動体験普及事業

黒部市社会福祉法人連合会
職員研修会

(2) 活動計画の評価

黒部市地域福祉活動計画評価委員会を設置し、活動計画の進行や評価を行うとともに、また、新たに発見された求めや課題、法・制度改正に対応し必要な見直しを行うなど柔軟に対応していきます。



第5章 地域福祉活動計画を推進する基盤強化

1 黒部市社会福祉協議会の組織基盤強化

(1) 地域福祉活動推進のプラットホーム機能

黒部市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）は、黒部市の地域福祉を推進する中核的団体として経営理念である「誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくり」の推進を目指しています。まさに、地域福祉活動計画を推進していくためには市社協がそのプラットホーム的な役割を果たし、様々な団体を有機的につなぐことが必要となってきます。

(2) 組織基盤の強化

市社協の活動財源である市補助金や会費の確保と共に、複雑多様化する地域福祉課題に対して、専門性を備えた職員の育成が急務となってきます。また、将来を見越した先駆的な課題へのアプローチや投資的課題へも積極的に取り組むための体制強化を図る必要があります。

2 共同募金会活動の強化

(1) 地域福祉推進の財源

地域福祉推進のためには、地域の活動の基盤となる財源も必要となってきます。共同募金は地域福祉推進の財源として、じぶんのまちを良くしようがんばっている団体を財源ベースで支える市民の寄付による財源です。

(2) ボランティア・市民活動を支える役割

地域福祉活動の担い手は、従来の社会福祉法人や福祉団体に加えて、NPO 法人やボランティア、市民団体などへの期待が高まっています。先駆的に取り組む事業や、活動規模の小さな活動などにも柔軟に助成できるしくみは、ボランティア活動や市民活動を推進するための大きな力となります。

(3) 共同募金運動の見える化

黒部市共同募金委員会では、平成 20（2008）年度より共同募金改革に取り組み、着実に募金額の増額が続いている。その背景には、助成先の活動が募金者に見えるようになる「ありがとう運動」や地域の行事への参加を積極的に行ってきましたことが共同募金への理解と協力につながったと考えています。

今後はより多くの活動へ助成を行い、その活動を募金者（住民、地域、企業）へ伝え、共感してもらえるようなしくみづくりを強化していきます。

【資料編】

1 第3次黒部市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 地域福祉活動計画は、行政が策定する地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画である。つまり、地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉をどのように推進していくかをまとめていくものである。その検討と協議を行うために地域福祉に関わる幅広い分野からの委員を選出した第3次黒部市地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(検討・協議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討し、計画書をまとめる。

- (1) 黒部市の地域福祉の現状と課題
- (2) これから地域福祉のあり方
- (3) 地域福祉活動計画における事業展開

(委員会の設置)

第3条 委員会の運営は会則として別に定める。

2 委員会の庶務は、本会総務課経営戦略係において処理する。

(組織)

第4条 委員会の委員は15名以内とする。

2 委員は、黒部市社会福祉協議会正副会長会議で検討し、会長が任命する。

3 委員の内、2名は公募委員を募集する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成30年5月11日から平成31年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(細則)

第6条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年5月11日より施行し、平成31年3月31日にその効力を失う。

2 第3次黒部市地域福祉活動計画策定委員名簿

	役職名	氏名	選出区分
委員長	社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会 副会長	松原 宗一	社会福祉
副委員長	社会福祉法人 あいじ福祉会 黒部愛児保育園 園長	岩井 清美	保育
委員	黒部市立生地小学校 校長	佐竹 康子	児童生徒
委員	黒部商工会議所 専務理事	島 武夫	商工
委員	黒部市地区ボランティア部会協議会 会長	村井 圭子	ボランティア
委員	NPO 法人宇奈月自立塾 理事長	牟田 光生	NPO 自立支援
委員	社会福祉法人 緑寿会 特別養護老人ホーム越之湖 施設長	堀内 進	福祉施設
委員	黒部市 市民生活部 次長 福祉課長	霜野 好真	行政
委員	公益社団法人 黒部青年会議所 黒部青年会議所 理事長	島 大樹	青年
委員	村椿自治振興会 会長 村椿地区社会福祉協議会 会長	大上戸 久雄	地区
委員	黒部市身体障害者協会 会長	伊東 高志	障害福祉
委員	黒部市老人クラブ連合会 副会長	立野 富子	高齢福祉
委員	黒部市民生委員児童委員協議会 副会長	中田 美智子	民生委員
委員	公募委員	橋詰 真知子	公募
委員	公募委員	原 恵美	公募

【事務局】第3次地域福祉活動計画プロジェクトチーム

事務局長	事務局長/各課長・班長(兼務)	林 高好
地域福祉課／施設運営班	主幹	小倉 博和
地域福祉課	課長補佐	濱松 一美
総務課	経営戦略係長	小柴 徳明
地域福祉課	主事	坪崎 めぐみ
総務課	主事	高村 彩加
総務課	嘱託	高村 千恵美

3 用語解説

この用語の解説は、本計画に使用している言葉のうち、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらい用語に解説をつけています。

【あ行】

ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。

アクション

演技・行為・行動・動作などを意味する。

U-40代（アンダー40代）

「U（ユー）」はアンダー（under）の頭文字で、「下の」、「下に」等を意味する。この場合は49歳以下を指す。

SNS（エスエヌエス）

social networking service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。

SDGs（Sustainable Development Goals（エス・ディー・ジーズ）=持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（計画）」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいく。

この計画では、お互いさまの社会の実現に向け、誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進に取り組むことで、国際目標であるSDGsの一部とつながるものと考える。



NPO（エヌピーオー）

NonProfit Organization の略で一般的には民間非営利組織と略され、営利追求を目的としない社会的な目的を持つ民間組織をいいます。社会福祉活動では、サービスの新たな供給主体として期待されている。

【か行】

活動人口

職業の有無に拘らず、「社会的・生産的活動」を行っている人口を意味する。

この計画では、地域活動に参加する人を指す。

くろベネット事業

小地域（黒部市は16地区）を単位として、福祉課題を持つ世帯に対し地域の人ができる見守りや話し相手などの支援活動を通じて、住民の相互の支え合いをつくるとともに、医療・保健・福祉など生活を支える関係者ともネットワークを図ることで、だれもが安心して生活できる地域づくりを進めようとする活動のこと。

（くろベネット活動目的）

- (1) 孤立孤独をなくす。
- (2) 住民、専門職（機関）、企業などが協力して課題解決をする。
- (3) 活動を通じて住民主体の地域づくりを進める。

協働

複数の個人や集団が対等性を基に、共通目的に対し役割分担を明確にし、共に力を合わせて活動すること。

コーディネーター

社会福祉の援助においては、他の職種とのチームワークが不可欠であり、その際に関係する施設、機関、団体の人たちと連携し、全体の調整を行う者のこと。

コミュニティ

居住地を同じくしている共同体のこと。通常、地域社会と訳される。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などにおいて結びついている人々の集まり（社会）であり、共通の価値観を所有していることが特徴である。

コラボレーション

共に働く、協力するという意味で、共演、合作、共同作業、利的協力を指す語である。

【さ行】

社会福祉協議会（社会福祉法 109 条）

市町村社会福祉協議会又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉に関する活動への住民の参加のための企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉法 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する行動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【た行】

地域共生社会

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱（もろくて弱いこと）化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域包括ケアシステム

厚生労働省において、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

【な行】

2025年問題

2025年に現在、約800万人いるとされる団塊の世代が後期高齢者になり、超高齢化社会へ突入する問題。

【は行】

8050問題

子どもの引きこもりの状態が長期化すれば親も高齢となり、収入や介護などの問題が生じる。これは80代の親と50代の子の親子関係が問題であることから「8050問題」と呼ばれる。

パートナーシップ

協力関係。協働。提携。

PDCA（ピーディーサイクル）

「Plan=計画」「Do=実行」「Check=評価」「Action=改善」の4つの英単語の頭文字から、「PDCAサイクル」と呼ばれている。4つの段階を循環的に繰り返し行うことで、仕事を改善・効率化することができる継続的改善手法。

プラットホーム

動かすために必要な、土台となる環境、土台となっているもの。

Vision（ビジョン）

将来の構想。展望。また、将来を見通す力。洞察力。

【ま行】

マイノリティー

社会的少数者または社会的少数集団。社会的少数派とは、その社会の権力関係において、その属性が少数派に位置する者の立場やその集団を指す。

Mission (ミッショն)

任務。使命。

【ら行】

ラボ

ラボラトリ (laboratory) の略。研究所、研究機関にあたるもの。

第3次黒部市地域福祉活動計画

2019年（平成31）年度～2023年度

発 行 2019年3月

編集・発行 黒部市地域福祉活動計画策定委員会

事 務 局 社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会

〒938-0022

富山県黒部市金屋 464 番地の 1

TEL 0765-54-1082 / FAX 0765-52-2797

E-mail kurobesw@ma.mrr.jp